2018年度

公益財団法人 宮崎県奨学会奨学生 募集

下記の要領で「公益財団法人 宮崎県奨学会 奨学生」を募集します。

- 1. 応募資格
 - (1)宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者。

 - (2)2018年4月に大学に入学した者(上級生で希望する場合は学生課窓口に相談してください)。 (3)日本学生支援機構、宮崎県育英資金等、他の貸与型奨学金との重複採用は不可(併願は可)。 給付型奨学金との併用は可。
- 2. 金額: 月額 25,000円(無利子貸与)
- 3. 期間: 2018年4月 から 最短修業年限まで
- 4. 推薦人数: なし…この奨学金は学内選考はありません。
- 5. 書類配布期間: 2018年5月14日(月) ~ 2018年5月25日(金)
- 6. 書類受付期間: 2018年5月14日(月) ~ 2018年5月25日(金)
- 7. 窓口時間:【白金校舎】月~金:9:30~11:45, 12:30~16:00 土:9:30~11:45

【横浜校舎】月~金:9:30~11:45, 12:30~16:30 土:9:30~12:00

8. 面接日:【白金校舎】2018年6月1日(金)

【横浜校舎】2018年5月31日(木)

- 9. 提出書類: (1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
 - (2)自己PR届(大学所定用紙)
 - (3)奨学生願書(所定様式第1号)
 - (4)奨学生推薦調書(所定様式第2号、大学で作成)
 - (5)出身高等学校等の成績証明書または調書等のコピー
 - (6)収入等に関する証明書類(本人の属する世帯内の納税義務者全員の収入に係るもの) 【給与所得の場合】
 - *勤務先発行の平成29年分源泉徴収票(コピー可)

(源泉徴収票が取れない給与については給与支払証明書等)

*年金(恩給)に関する公的年金等の源泉徴収票(コピー可)

【給与所得以外の場合】

- *市町村発行の所得証明書と税務署提出の平成29年分「所得の確定申告」の控え(コピー可) 【失業(休業)の場合】
 - *失業(休業)前の収入証明書
- *失業給付金(雇用保険金)、傷病手当金、災害補償給付金等の受給証明書のコピー(7)住民票(マイナンバーの記載がないもの、本籍が確認できるもの、世帯全員分)
- (8)以下のいずれかに該当する場合は、申請書の「申請理由」の欄に、その旨を記入し、その事実 を証明するもの(障害者手帳のコピー等)を添付のこと。
 - (ア)本人もしくは同世帯の方が、障がいのある人または長期療養者である場合
 - (イ)生計維持者が単身赴任中の場合
- 10. 推薦者発表: 学内選考はありません。
- 11. その他: (1)採用は7月中旬に大学を通じて通知されます。 (2)本奨学金は、卒業後6か月を経過した後、貸与を受けた期間の3倍の期間内に、 年賦・半年賦・月賦の方法により、全額を返還することとなります。
 - (3)申請書の配布及び受付は、所属する校舎の学生課とします。
 - (4)貸与期間中、大学に奨学生の在籍・成績の確認を求められることがあります。 その場合、学生部では教務部に在籍・成績を確認し、回答することがあります。 申込の際には、この点をご了承ください。
 - (5)面接日は変更になる場合があります。

2018年5月14日 明治学院大学 学生部